

第7回益子町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月22日(金) 午後1時30分から
午後4時00分

2. 会議開催場所 益子町役場 203会議室

3. 出席委員(14名…農業委員13名、推進委員1名)

会長	13番	出口 靖雄
職務代理者	12番	大塚 辰己
委員	1番	勝田 育夫
	2番	高濱 斉
	3番	瀬尾 洋
	4番	佐藤 武
	5番	小倉 節子
	6番	黒瀬 君枝
	7番	菊島 誠
	8番	浦壁 俊之
	9番	法師人 文子
	10番	鈴木 保
	11番	床井 勉

農地利用最適化 推進委員	21番	滝田 末雄
-----------------	-----	-------

4. 欠席委員 11名

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
決定について
- 第4 議案第38号 非農地証明願いについて
- 第5 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について
- 第6 協議第13号 農業経営改善計画認定申請について
- 第7 協議第14号 益子町農業振興地域整備計画の変更について
- 第8 報告第8号 農地法第18条6項の規定による通知について

その他 ●第8回益子町農業委員会総会の開催について
令和3年2月22日（月） 午後1時30分から

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大塚 栄
農地係長 上田 昌史
農地係 樋下田 悠平

7. 会議の概要

会議の概要については次のとおり

議 長 皆さんこんにちは。(会長挨拶)
議 長 ただいまの出席委員数を大塚事務局長より報告をお願いします。
局 長 今回の総会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模縮小
して開催しております。ただいまの出席委員数は農業委員13名、
推進委員1名、計14名でございます。
議 長 過半数を越えているため、この総会は成立しております。これよ
り総会を開きます。

日程第1 議事録署名委員の選任について

- 議長 では、日程第1 議事録署名委員の選任について。益子町農業委員会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議長 それでは、2番高濱委員、3番瀬尾委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の樋下田さんを指名いたします。

日程第2 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議長 日程第2 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号21、事務局の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の2ページをお願いいたします。議案第36号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号21、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。許可を受けようとする農地：〇〇〇。譲受人の経営状況は、耕作面積9,753㎡、従農者2人、権利の設定は所有権移転売買となっております。以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。
【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明を求めます。
- 〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は1月16日に行きました。場所は〇〇〇。申請地は譲受人の真後ろになり、耕作することに問題はないと思います。皆様のご審議の程よろしく願います。
- 議長 それでは判断基準を含めこれより質疑に入ります。質疑はございませんか？
- 委員 ありません。
- 議長 それでは質疑を打ち切り採決に入ります。
- 議長 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について判断基準は全てに該当するとみなし、番号21は原案どお

り決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員 (挙手)
議長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり許可することといたします。

日程第3 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議長 日程第3 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号28、賃借権の設定について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の3ページをお願いいたします。議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号28、賃借権の設定について、賃貸人：〇〇〇。賃借人：〇〇〇。土地の表示：〇〇〇。申請の事由：太陽光発電施設。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照してください。

以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、一般基準の説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は1月14日に行いました。場所は〇〇〇。立地基準については第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)になります。一般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)として、立地基準・一般基準を決めたいと思います。まず、立地基準はどうでしょうか。

〇〇〇委員 益子町で太陽光発電について条例ができたと聞いたが、今回は関係してくるのか。また、どういった内容なのか。

事務局 (太陽光発電施設に関する条例について概要を説明)

〇〇〇委員 わかりました。

委員 その他異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、立地基準：第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)で賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)
議長 挙手全員でございますので、第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)とします。続きまして、一般基準はどうでしょうか。

委員 異議なし。
議長 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)
議長 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号28は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)
議長 挙手全員でございますので、番号28は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第3 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号29、所有権の移転について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の6ページをお願いいたします。議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号29、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。土地の表示：〇〇〇。申請の事由：太陽光発電施設として。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照してください。

以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、一般基準の説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は1月14日に行いました。場所は〇〇〇。立地基準については第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)。一般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)として、立地基準・一般基準を決めたいと思っております。まず、立地基準はどうでしょうか。

委員 異議なし。

議 長 異議なしの声がありましたので、立地基準：第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)で賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議 長 挙手全員でございますので、第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)とします。続きまして、一般基準はどうでしょうか。

委員 異議なし。

議 長 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議 長 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号29は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議 長 挙手全員でございますので、番号29は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第3 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号30、所有権の移転について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の9ページをお願いいたします。議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号30、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。土地の表示：〇〇〇。申請の事由：宅地分譲。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照してください。

以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、一般基準の説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は1月15日に行いました。場所は〇〇〇。土地が売れない場合は建売の切り替えるとのことです。立地基準については第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)。一般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろしく願います。

- 議 長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)として、立地基準・一般基準を決めたいと思います。まず、立地基準はどうでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 異議なしの声がありましたので、立地基準：第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)で賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手)
- 議 長 挙手全員でございますので、第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)にします。続きまして、一般基準はどうでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手)
- 議 長 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号30は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手)
- 議 長 挙手全員でございますので、番号30は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
- 議 長 日程第3 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号31、所有権の移転について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の11ページをお願いいたします。議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号31、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。土地の表示：〇〇〇。申請の事由：一般住宅敷地。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照してください。
- 以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。
- 【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、一般基準の説明を求めます。
- 〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は1月19日に行いました。

場所は〇〇〇。立地基準については第2種農地運用④第2の(1)のカの(ア)、農地の集団的広がり9.52ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地。一般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第2種農地運用④第2の(1)のカの(ア)、農地の集団的広がり9.52ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地として、立地基準・一般基準を決めたいと思います。まず、立地基準はどうでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、立地基準：第2種農地運用④第2の(1)のカの(ア)、農地の集団的広がり9.52ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地で賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、第2種農地運用④第2の(1)のカの(ア)、農地の集団的広がり9.52ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地とします。続きまして、一般基準はどうでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号31は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、番号31は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第3 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号32、所有権の移転について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の13ページをお願いいたします。議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号32、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。土地の表示：〇〇〇。申請の事由：太陽光発電施設。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照し

てください。

以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、
現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、一般基準の
説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は1月14日に行いました。
場所は〇〇〇。立地基準については第3種農地運用⑤第2の
(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)。
一般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第3種農
地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内
(第1種住居地域)として、立地基準・一般基準を決めたいと思
います。まず、立地基準はどうでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、立地基準：第3種農地運用
⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住
居地域)で賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、第3種農地運用⑤第2の(1)のエの
bの(c)、都市計画で指定地域内(第1種住居地域)にします。続
きまして、一般基準はどうでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方
の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質
疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第37号 農地法
第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、
番号32は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成
の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、番号32は原案どおり許可相当と
して県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第3 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許
可申請に対する意見決定について、番号33、賃借権の設定に
ついて、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の15ページをお願いいたします。議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号33、賃借権の設定について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。申請の事由：駐車場。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照してください。以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、一般基準の説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は1月16日に行いました。場所は〇〇〇。立地基準については第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、集団的農地の広がり10ha以上、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する施設の用に供する場合。一般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、集団的農地の広がり10ha以上、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する施設の用に供する場合として、立地基準・一般基準を決めたいと思います。まず、立地基準はどうでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、立地基準：第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、集団的農地の広がり10ha以上、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する施設の用に供する場合で賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、集団的農地の広がり10ha以上、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する施設の用に供する場合には、続きまして、一般基準はどうでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号33は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、番号33は原案どおり許可相当と

して県知事に意見を送付いたします。

日程第4 議案第38号 非農地証明について

- 議 長 日程第4 議案第38号 非農地証明願について、番号28、事務局の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の17ページをお願いいたします。議案第38号 非農地証明願について、番号28、申請人：〇〇〇。申請地：〇〇〇。申請の事由：昭和56年より宅地になっています。説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので担当の〇〇〇委員より補足説明を求めます。
- 〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地確認は1月6日に行いました。場所は〇〇〇。現地は駐車場のよう形で使われています。説明は以上です。
- 議 長 それでは質疑に入ります。みなさまご意見はございませんか。
- 委 員 ありません。
- 議 長 質疑を打ち切り採決に入ります。議案第38号非農地証明願について、番号28、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手)
- 議 長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり証明することといたします。

日程第5 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について

- 議 長 日程第5 議案第39号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の18ページをお願いいたします。議案第39号 農用地利用集積計画の決定について。告示予定年月日：令和3年1月25日。利用権の設定等を受ける者：19人、利用権の設定等をする者：23人、利用権の設定等の面積：144,225.78㎡。所有権の移転を受ける者、利用権の移転を受ける者はございません。利用権設定等の種類別面積 【総会資料19ページの表を説明】農用地利用集積計画内容（設定）【総会資料19ページ

から24ページの表を説明】説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、何かご意見等はございませんか？

委員 異議なし。

議長 それでは質疑を打ち切り採決に入ります。日程第5 議案第39号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり決定することといたします。ここで暫時休憩とします。

【 休 憩 】

日程第6 協議第13号 農業経営改善計画認定申請について

議長 日程第6 協議第13号農業経営改善計画認定申請についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の25ページをご覧ください。
【議案書を読み上げ、総会資料25ページの農業経営改善計画認定申請を説明。】
以上でございます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 何か質問のある方はございませんか？

委員 ありません。

議長 ないようですので、日程第6 協議第13号農業経営改善計画認定申請について、認定番号20-37について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は原案どおり承認することとし、町長に回答いたします。

日程第7 協議第14号 益子町農業振興地域整備計画の変更(案)について

- 議 長 日程第7 協議第14号益子町農業振興地域整備計画の変更(案)について。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 総会資料の26ページをお願いします。協議第14号益子町農業振興地域整備計画の変更(案)について。1. 農用地区域の除外について。番号3、場所：益子町大字前沢字夷内317番の一部他1筆、地目：畑、面積：合計943㎡。所有者：〇〇〇。申請者：〇〇〇。除外の理由：農家住宅建築のため。図面については26ページをご参照ください。説明は以上です。
- 議 長 通常は現地確認に行くところですが、この案件は3回目の申請であり、写真にて判断したいと思います。
- 議 長 この件に関して何かご意見はありませんでしょうか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 質疑を打ち切り採決に入ります。日程第7 協議14号益子町農業振興地域整備計画の変更について、採決を求めます。
- 委 員 (挙手)
- 議 長 挙手全員でございますので、本案はそれらを総括した意見を付し、町長に回答いたします。

日程第8 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 議 長 日程第8 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より報告事項の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の27ページをお願いいたします。報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知書について。番号、賃貸人等、賃借人等、解約をしようとする農地、賃借情報、合意解約日、土地引渡し日、の順に読み上げます。
【総会資料27ページを説明】
説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、何かご意見等はございますか？
- 委 員 ありません。
- 議 長 特にないようですので、以上で報告第7号を終わります。

その他

議 長 その他、事務局の説明を求めます。

事務局 ●第8回の農業委員会が令和3年2月22日(月)の午後1時30分より行われますのでよろしくお願いします。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに協議、報告事項はすべて終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

令和2年1月22日（金）

議 長
議事録署名人
議事録署名人
書 記

